

石川県公報

令和5年9月1日

第13638号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (管財課)	1
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業所の休止の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の事業所の休止の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の再開の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の再開の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の休止の届出 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の休止の届出 (同)	5
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	5
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	5
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	5
○保安林の皆伐面積の限度 (森林管理課)	6
○都市計画の変更 (都市計画課)	7
○手取公園の区域の変更 (公園緑地課)	7
公 告	
○入札公告 (デジタル推進課)	7
○県有財産売却入札公告 (管財課)	8
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	11
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	12
○県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定の案の縦覧公告 (自然環境課)	13
○令和5年度後期技能検定実施公告 (労働企画課)	14
○令和5年木造建築士試験の変更の公告 (建築住宅課)	17
○入札公告 (警察本部)	18

告 示

石川県告示第329号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
タイヤチェーン(除雪車用) 1,088本 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和5年8月21日

- 4 落札者の名称及び所在地
 コマツ石川株式会社
 金沢市神宮寺三丁目1番20号
- 5 落札金額
 24,722,852円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
 令和5年6月30日

石川県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
円山医院	七尾市府中町68番地3	令和5年7月1日
耳鼻咽喉科つかたにクリニック	野々市市蓮花寺町47街区1番	令和5年8月1日

石川県告示第331号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
円山医院	七尾市府中町68番地3	令和5年7月1日
耳鼻咽喉科つかたにクリニック	野々市市蓮花寺町47街区1番	令和5年8月1日

石川県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団生生会 円山病院	七尾市府中町68番地3	令和5年6月30日
薬局マツモトキヨシ加賀温泉駅前店	加賀市作見町24	令和5年6月30日

石川県告示第333号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団生会 円山病院	七尾市府中町68番地3	令和5年6月30日
薬局マツモトキヨシ加賀温泉駅前店	加賀市作見町24	令和5年6月30日

石川県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり事業所を休止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
訪問看護ステーションかけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年5月1日

石川県告示第335号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり事業所を休止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
訪問看護ステーションかけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年5月1日

石川県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を再開した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	再開年月日
松任整形外科クリニック	白山市村井町2番地	令和5年7月12日

石川県告示第337号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を再開した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	再開年月日
松任整形外科クリニック	白山市村井町2番地	令和5年7月12日

石川県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ピーディー エスプラトール	金沢市三口新町3丁目6 番27号	新	金沢脳卒中専門デイ サービス	野々市市本町1丁目7- 3
		旧	プラトールハセン ター野々市1号店	

石川県告示第339号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ピーディー エスプラトール	金沢市三口新町3丁目6 番27号	新	金沢脳卒中専門デイ サービス	野々市市本町1丁目7- 3
		旧	プラトールハセン ター野々市1号店	

石川県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
信和商事株式会社	能美市緑が丘11丁目19番地	ライフケア芳珠	能美市緑が丘11丁目19番地	令和5年 8月31日

石川県告示第341号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
信和商事株式会社	能美市緑が丘11丁目19番地	ライフケア芳珠	能美市緑が丘11丁目19番地	令和5年 8月31日

石川県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を休止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人石川勤 労者医療協会	金沢市京町20番3号	訪問看護ステーショ ンかけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年 5月1日

石川県告示第343号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を休止した旨の届出があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
公益社団法人石川勤 労者医療協会	金沢市京町20番3号	訪問看護ステーショ ンかけはし	能美市寺井町ウ84番地	令和5年 5月1日

石川県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東 悠	フレアス在宅マッサージ 野々市施術所	野々市市本町3丁目1-13 Saliente 2号	令和5年8月9日

石川県告示第345号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東 悠	フレアス在宅マッサージ 野々市施術所	野々市市本町3丁目1-13 Saliente 2号	令和5年8月9日

石川県告示第346号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
町立富来病院	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1	令和5年9月1日	令和8年8月31日

石川県告示第347号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源かん養保安林	47.00	
奥能登西部	159.06	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.64	
中能登中部	46.96	
中能登南部	79.34	
富来川神代川	10.22	
羽 咋 川	69.74	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,205.26	{ 国有林 341.68 民有林 863.58
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,935.04	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	
奥能登西部	1.04	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 咋 川	18.16	
犀川大野川	7.58	
手 取 川	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大 聖 寺 川	0.12	
小 計	52.30	
中能登西部 干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	1.32	

大 聖 寺 川	”	0.08
小 計		3.08
能 登 地 区 保 健 保 安 林		132.88
能 登 地 区 ~ 手 取 川	”	65.34
手 取 川	”	31.66
手 取 川 ~ 福 井 県 境	”	159.18
小 計		389.06
合 計		3,379.48

石川県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
羽咋都市計画道路 3・5・2号南通り線	羽咋市川原町テの一部	石川県土木部都市計画課及び羽咋市産業建設部地域整備課
白山都市計画公園 6・6・2号手取公園	白山市湊町チ及びヲの各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

石川県告示第349号

石川県都市公園条例（昭和39年石川県条例第59号）第2条第2項の手取公園の区域を次のとおり変更する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

変 更 の 内 容	区 域	供用開始の日
白山市湊町の一部を除外する。	別図のとおり (別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び石川 土木総合事務所において縦覧に供する。)	令和5年9月1日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

事務用パソコン等のデータ消去及び収集運搬 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

令和5年12月28日

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和5年9月1日(金)から同月8日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

令和5年9月13日(水)午前10時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎14階 1402会議室(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、加賀市山中温泉富士見町オ11番2	土地	宅地	179.58㎡	3,740,000円
2	小松市浮城町77番2、107番1、108番1	土地	宅地	572.96㎡	19,700,000円
3	羽咋郡志賀町三明チ1番7	土地	宅地	244.51㎡	1,430,000円
4	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	3,710,000円
5	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	1,800,000円
6	輪島市河井町九部4番5	土地	宅地	210.22㎡	2,800,000円
7	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土地	宅地	162.30㎡	417,000円
8	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土地	宅地	162.02㎡	490,000円
9	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土地	宅地	161.35㎡	415,000円

2 入札場所、入札期間及び開札日時

(1) 入札場所

紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット上で次のアドレスで運用する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。

URL <https://kankocho.jp/gov/6066180778/?p=as>

(2) 入札期間

令和5年10月3日(火)午後1時から同月10日(火)午後1時まで

(3) 開札日時

入札期間終了後、直ちに行う。

3 現地説明の実施

各物件について、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和5年9月1日(金)から同月29日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和5年9月4日(月)から同年10月2日(月)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 石川県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者
- 5 入札案内書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間
令和5年9月1日(金)から同月26日(火)まで
- (2) 交付場所
石川県ホームページ
URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/tochi/index.html>
- 6 入札参加申込みの方法
- (1) 仮申込み
入札に参加しようとする者は、令和5年9月1日(金)午後1時から同月19日(火)午後2時までの間に、あらかじめ、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 本申込み
(1)により参加の仮申込みの手続を完了した後、令和5年9月26日(火)午後5時までに、所定の申込書に添付書類を添えて石川県総務部管財課資産活用室へ一般競争入札の参加を申し込むものとする。
なお、郵送による申込みの場合は、簡易書留とし、同日午後5時必着とする。
申込みに当たっては、8に示す入札保証金を納付しなければならない。
- 7 入札の方法
- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は、各物件につき1回に限り行うことができる。
- (2) 郵送等による入札書の提出は、認めない。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)の100分の10とする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に還付する。落札者には、落札者が契約を締結しない場合又は落札者の申出により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属する。
- 9 その他
- (1) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者による入札、入札参加申込みを行わなかった者による入札その他入札案内書に示す入札の条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定方法
最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約保証金
最低売却価格の100分の10以上とする。
- (4) 売買代金の納入
県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。
- (5) 所有権の移転等
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。
- (6) その他の事項
詳細は、入札案内書及び県ガイドラインによる。
- (7) 問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
入 谷 敦	県内全域	金沢市上安原2丁目196 いりたに内科かかりつけクリニック
伊 藤 昌 廣	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
邵 博 文	〃	〃
升 崎 聖 彦	〃	〃
吉 田 晶 代	〃	〃
伊 藤 昌 廣	〃	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
邵 博 文	〃	〃
升 崎 聖 彦	〃	〃
中 本 理 和	〃	野々市市藤平田1丁目256-1 野々市なずな診療所
乃 田 颯 真	〃	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
村 上 宗 駿	〃	〃
小 関 僚 太	〃	〃
飯 塚 岳 郎	〃	〃
河 合 紗 和	〃	〃
石 井 ほたか	〃	〃
細 川 藍	〃	〃
前 田 哲 生	〃	能美市寺井町ウ84 公益社団法人石川勤労者医療協会 寺井病院
柳 瀬 祐 孝	〃	能美市浜町カ157番地 やなせ医院
眞 田 創	〃	加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団加賀白山会 板谷医院
柘 植 俊 介	〃	〃
高 橋 芳 徳	〃	〃
田 中 亨 和	〃	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院
吉 岡 佳 子	〃	〃
駒 井 清 暢	〃	〃

2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
飯 塚 崇	県内全域	能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院
竹 中 み か	〃	〃
坂 井 勇 太	〃	〃
三 村 卓 矢	〃	〃
米 谷 博	〃	能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院
久 藤 美 保	〃	〃

3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
下 崎 研 吾	県内全域	能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院
山 田 遥 平	〃	〃
池 田 温 至	〃	能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院
上 田 博	〃	〃
大 畠 梓	〃	〃
南 昌 秀	〃	〃
高 川 真 伍	〃	〃
佐久間 寛	〃	〃
蓬 田 裕美子	〃	〃
米 田 隆	〃	〃
上 田 莉 央	〃	〃
浅 香 敏	〃	〃
川 口 昌 平	〃	〃
西 岡 亮	〃	〃
森 永 秀 夫	〃	〃
貫 井 友 貴	〃	〃
溝 口 敬 基	〃	〃
吉 田 昌 平	〃	かほく市内日角6-35-1 医療法人社団 中田内科病院
小 西 正 則	〃	〃
朝 倉 有 香	〃	かほく市内高松ヤ36 石川県立こころの病院
前 田 貴 智	〃	〃
小 浦 真 由	〃	〃
寺 島 陽 子	〃	〃
粟 森 佳世子	〃	〃
佐 野 滋 彦	〃	〃
梅 博 久	〃	河北郡内灘町字大学1丁目1番地 金沢医科大学病院
安 部 龍 大	〃	〃
長 江 澄 人	〃	〃
安 原 那 央	〃	〃
安 原 洸	〃	〃
森 貴 久	〃	〃
近 藤 崇 哉	〃	〃
林 瑞 樹	〃	〃
池 淵 文 香	〃	〃
竹 田 安 孝	〃	〃
正 島 由 理	〃	〃
山 野 高 弘	〃	〃
山之内 弥 矢	〃	〃
藤 井 瑞 枝	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
平 谷 清 吾	〃	金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院
澤 田 悠	〃	〃

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接

種を行う場所について、次のとおり変更があった。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		変更年月日
	新	旧	
高田 宗 明	七尾市府中町68番地の3 医療法人社団生生会 円山医院	七尾市府中町68番地の3 医療法人社団生生会 円山病院	令和5年7月1日
中島 祐 治	〃	〃	〃
藤岡 央	〃	〃	〃
圓山 寛 人	〃	〃	〃
圓山 恵 子	〃	〃	〃
谷内 信 幸	〃	〃	〃
圓山 泰 史	〃	〃	〃
久保田 龍 一	〃	〃	〃
北村 立	かほく市内高松ヤ36番地 石川県立こころの病院	かほく市内高松ヤ36番地 石川県立高松病院	令和3年11月21日
木谷 知 一	〃	〃	〃
北村 真 希	〃	〃	〃
稲葉 政 秀	〃	〃	〃
西川 健	〃	〃	〃
神川 繁 利	〃	〃	〃
山下 真	〃	〃	〃
江端 知 美	〃	〃	〃
澤井 和 幸	〃	〃	〃
高田 省 吾	〃	〃	〃
北川 祐 一	〃	〃	〃
日野 昌 力	〃	〃	〃
堺 奈 々	〃	〃	〃

県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、当該特別保護地区に係る名称、区域及び存続期間並びに当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を令和5年9月1日から同月14日まで縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、当該指針案について、知事に意見書を提出することができる。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

1 特別保護地区の名称

県指定津幡鳥獣保護区津幡特別保護地区

2 特別保護地区の区域

河北郡津幡町字吉倉地内の町道吉倉5号線と町道吉倉小熊線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み山林と水田との境界に至り、同所から同境界を南西に進み石川県森林公園御館山林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み石川県森林公園の山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み石川県森林公園中央林道との交点に至り、同所から同林道を北北東に進み同町字吉倉と同町字大熊の字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み町道吉倉小熊線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで(10年間)

4 特別保護地区の保護に関する指針案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、石川県森林公園内にあり、カマンニヤ谷内池を中心になだらかな丘陵地帯や池、湿地などの景色に富んだ地域で能登の代表的な里山の自然環境を備えている。毎年秋から冬にかけ、ツグミ、シロハラ、カシラダカ等が大群となって飛来し、重要な渡り鳥の渡来地になっている。このように、当該区域は、多様な森林環境に恵まれているため、特にツグミ類等の森林性鳥類の渡り鳥の重要な越冬地になっている。これらのことから、法第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、渡り鳥の保全を図るものである。

(3) 管理方針

当該区域及び周辺は、昭和48年から石川県森林公園として県民の利用に供されているとともに、昭和48年から昭和58年までは国設笠谷鳥獣保護区特別保護地区として、また、昭和58年から現在までは県設津幡鳥獣保護区特別保護地区として保護されてきた野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでに多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き特別保護地区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

5 縦覧場所

石川県生活環境部自然環境課及び石川県県央農林総合事務所管理部企画調整室

令和5年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和5年度後期技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

1 等級別の実施検定職種

後期(令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)に実施する検定職種及び作業(随時実施の技能検定試験を除く。)は、次のとおりとする。

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備及びプラスチック成形

(2) 1級及び2級

検 定 職 種	作 業
さく井	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鍛造	プレス型鍛造作業
工場板金	機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械検査	機械検査作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
鉄道車両製造・整備	走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業
時計修理	時計修理作業
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業

和裁	和服製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業及び貼箱製造作業
プリプレス	DTP作業
プラスチック成形	射出成形作業
石材施工	石材加工作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
厨房設備施工	厨房設備施工作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
自動ドア施工	自動ドア施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業
機械・プラント製図	機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業
金属材料試験	組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
舞台機構調整	音響機構調整作業
工業包装	工業包装作業

(3) 3級

検 定 職 種	作 業
造園	造園工事作業
機械加工	普通旋盤作業
機械検査	機械検査作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
時計修理	時計修理作業
家具製作	家具手加工作業
プラスチック成形	射出成形作業
建築大工	大工工事作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
機械・プラント製図	機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業

(4) 単一等級

製麺	機械生麺製造作業
----	----------

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日

- (1) 実技試験
令和5年12月4日(月)から令和6年2月11日(日)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日
- (2) 学科試験

検 定 職 種	実 施 日
ア 1級及び2級 鍛造、機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 イ 3級 電気機器組立て、シーケンス制御、配管及び型枠施工	令和6年1月21日(日)
ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備及びプラスチック成形 イ 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工及び機械・プラント製図 ウ 3級 造園、時計修理、家具製作及び機械・プラント製図 エ 単一等級 製麺	令和6年1月28日(日)
ア 1級及び2級 舞台機構調整	令和6年1月31日(水)
ア 1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び工業包装 イ 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工及び電気製図	令和6年2月4日(日)

4 実施場所

石川県職業能力開発協会から組合等を経由し又は直接各受検者へ別途通知する。

5 実技試験問題の公表

令和5年11月27日(月)に石川県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、石川県職業能力開発協会から組合等を経由し又は直接各受検者へ送付する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

6 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その試験の免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額をいう。)

(2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

(3) 受付期間

令和5年10月2日(月)から同月13日(金)まで。ただし、郵送による場合は、当該期間内の消印があるもの

を受け付ける。

(4) 申請書の用紙及び受検案内の配布

申請書の用紙及び受検案内は、石川県職業能力開発協会で配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、石川県職業能力開発協会まで問い合わせること。

(5) 注意事項

ア 技能検定は、働く者の職業能力を評価する試験であるので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となる。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除く。）であっても受け付ける。

ウ 納付された手数料は、原則として返還しない。

7 合格発表

(1) 合格発表日

令和6年3月8日(金)

(2) 合格発表の方法

石川県公報に合格者の受検番号を掲載するほか、石川県商工労働部労働企画課から書面にて通知する。

また、実技試験又は学科試験のいずれかのみに合格した者については、石川県職業能力開発協会から書面にて通知する。

(3) 合格証書等の交付

特級及び1級の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の合格者には石川県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

8 試験結果の提供

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定により特定された利用目的の範囲内で行う情報提供のうち、受検者本人からの口頭による求めに応じて簡易な情報提供（以下「簡易提供」という。）を行う。

(1) 簡易提供を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

(2) 簡易提供を実施する期間及び時間

ア 期間

合格発表の日から起算して1か月間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼付された証明書

(4) その他

本人の法定代理人には、提供することができない。

9 問合せ先

(1) 合格発表についての問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1533

(2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

令和5年木造建築士試験の変更の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、実施する令和5年木造建築士試験について、次のとおり変更する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

試験場

設計製図の試験

(変更前) 金沢市鞍月2-1

石川県地場産業振興センター

(変更後) 金沢市弥生2-1-23

石川県建設総合センター

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月1日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

交通規制用資機材等賃貸借

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和5年10月9日から同月18日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年9月7日(木)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年9月8日(金)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110 (内線2214)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年9月11日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年9月11日(月)午後1時50分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

